

第 1 1 次北海道鳥獣保護事業計画

〔 計 画 期 間 〕

平成 2 4 年 4 月 1 日～平成 2 9 年 3 月 3 1 日

(5 年 間)

北 海 道

目 次

	ページ
はじめに	1
第1 計画期間	1
第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方 針	1
ア 指定に関する中長期的な方針	
イ 指定区分ごとの方針	
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	3
ア 鳥獣保護区指定内訳	
イ 既指定鳥獣保護区変更内訳	
2 特別保護地区の指定	7
(1) 方 針	7
ア 指定に関する中長期的な方針	
イ 指定区分ごとの方針	
(2) 特別保護地区の指定計画	8
(3) 特別保護地区指定内訳	9
3 休猟区の指定	10
4 鳥獣保護区の整備等	10
(1) 方 針	10
(2) 整備計画	10
ア 標識の設置	
イ 利用施設の整備	
ウ 調査、巡視等の計画	
第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	11
1 鳥獣の人工増殖	11
(1) 方 針	11
2 放鳥獣	11
(1) 希少鳥獣等	11
(2) 狩猟鳥獣	11
ア 鳥 類	
イ 哺乳類	
(3) 外来鳥獣等	11
第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	12
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	12
(1) 許可しない場合の基本的考え方	12
(2) 許可する場合の基本的考え方	12
(3) わなの使用に当たっての留意事項	13
(4) 許可に付す条件の考え方	13
(5) 許可権限の市町村への移譲	13
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	13
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	14
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	14
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	14

2	学術研究を目的とする場合の許可基準	15
(1)	学術研究	15
(2)	標識調査（環境省脚環を装着する場合）	15
3	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合の許可基準	16
(1)	有害鳥獣捕獲の基本的考え方	16
(2)	鳥獣による被害発生の予察	16
ア	被害予察捕獲の方針	
イ	予察表	
(3)	鳥獣の適正管理の実施	17
ア	方針	
イ	防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	
(4)	有害鳥獣捕獲に係る許可基準の設定	17
ア	方針	
イ	許可基準	
(5)	有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	18
4	特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合の許可基準	18
5	その他特別の事由を目的とする場合の許可基準	19
第5	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	20
1	特定猟具使用禁止区域の指定	20
(1)	方針	20
(2)	特定猟具使用禁止区域指定計画	21
(3)	特定猟具使用禁止区域指定内訳	22
2	特定猟具使用制限区域の指定	23
(1)	方針	23
3	猟区設定に関する事項	23
(1)	方針	23
(2)	猟区の設定状況	23
第6	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	23
1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	23
第7	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	24
1	基本方針	24
2	鳥獣保護対策調査	24
(1)	方針	24
(2)	鳥獣生息分布調査	24
(3)	希少鳥獣等保護調査	24
(4)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	24
(5)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	25
3	狩猟対策調査	25
(1)	方針	25
(2)	狩猟鳥獣生息調査	25
4	有害鳥獣対策調査	25
第8	鳥獣保護事業の啓発に関する事項	26
1	鳥獣保護思想の普及	26
(1)	方針	26
(2)	年間計画	26
2	野鳥の森等の整備	26

3	愛鳥モデル校の指定	26
(1)	方針	26
(2)	指定期間	26
(3)	愛鳥モデル校に対する指導内容	26
(4)	指定状況	27
4	安易な餌付けの防止	27
5	法令の普及徹底	27
(1)	方針	27
(2)	年間計画	27
第9	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	28
1	鳥獣行政担当職員	28
(1)	方針	28
(2)	配置状況	28
(3)	分掌業務	29
(4)	研修計画	29
2	鳥獣保護員	29
(1)	方針	29
(2)	配置計画	29
(3)	年間活動計画	30
(4)	研修計画	30
3	保護管理の担い手の育成	30
4	鳥獣保護センター等の設置	30
5	取締り	30
6	必要な財源の確保	30
第10	その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	31
1	鳥獣保護事業を巡る現状と課題	31
(1)	鳥獣の保護管理	31
(2)	鳥獣保護区	31
(3)	鳥獣保護員	31
(4)	狩猟者	31
2	鳥獣の区分と保護管理の考え方	31
(1)	希少鳥獣	31
(2)	狩猟鳥獣	31
(3)	外来鳥獣等	32
(4)	一般鳥獣	32
3	地形や気象等が異なる特定の地域についての取扱い	32
4	狩猟の適正管理	32
5	入猟者承認制度に関する事項	32
6	指定猟法禁止区域	32
(1)	方針	32
(2)	指定計画	33
	ア 指定猟法禁止区域	
	イ 鉛散弾規制地域	
7	鳥獣の飼養の適正化	33
8	販売禁止鳥獣等	33
9	傷病鳥獣救護の基本的な対応	33
10	感染症への対応	35

はじめに

本道は、四方を日本海、太平洋、オホーツク海に囲まれ、みどり豊かな広大な森林と数多くの湿原や湖沼など豊かな自然環境に恵まれ、タンチョウやエゾライチョウ、エゾシカや国内最大の陸上哺乳類であるヒグマなど北国らしい多様な鳥獣が生息し、本州以南とは異なる豊かな生物相が形成されており、また、渡り鳥の繁殖地や渡来地として、国内はもとより国際的にも重要な位置を占めている。

こうした多様な鳥獣の中には、生息環境の改変などにより生息数が減少し絶滅のおそれのある種がある一方で、生息数の増加により農林水産業や生態系に被害をもたらすなど、人間活動とのあつれきを生じているものがあり、適正な保護管理の推進が求められている。

鳥獣保護事業の実施にあたっては、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第5条の規定に基づき策定された北海道生物多様性保全計画に示された生物多様性の保全と持続可能な利用に関する目標や基本方針などを踏まえ、施策を推進していく。

加えて、全国的にも高い水準の本道の農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画等との一層の連携が必要である。

このため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定に基づき、第11次北海道鳥獣保護事業計画を策定し、この計画に基づき、将来にわたって本道の生物多様性が損なわれることのないよう、鳥獣の生息状況・生息環境等の把握、鳥獣保護区等の指定、適正な狩猟の管理、希少鳥獣の保護、外来鳥獣の排除等、鳥獣保護事業の総合的・計画的な実施をより一層推進するものとする。

なお、本事業計画においては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を「法」と、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成23年環境省令第17号）を「施行規則」と略称する。

第1 計画期間

本事業計画の計画期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全等することにより鳥獣の保護を図ることを目的に指定されるもので、地域における生物多様性の保全に資するものである。

道指定鳥獣保護区の指定状況は、第10次北海道鳥獣保護事業計画の計画期間の満了時において、298か所、26万2,775ヘクタールとなっており、本道の総土地面積の約3.3パーセントを占めている。

本事業計画においては、計画期間中に存続期間が満了する鳥獣保護区のうち、63か所の存続期間の更新（区域縮小の箇所を含む。）を計画する。

なお、鳥獣保護区の指定にあたっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域関係者の合意形成と新たな鳥獣保護区の指定検討に努めるものとする。

また、近年、一部鳥獣による農林水産業等への被害が増加傾向にあり、鳥獣保護区の指定又は存続期間の更新に当たり、地域関係者の合意を得ることが困難な状況が生じていることから、鳥獣による被害状況や生息状況から指定区分に応じた資質等を適切に把握し、必要に応じて指定区域の見直しなどを行うものとする。

なお、鳥獣保護区の指定に関する方針として、地域における鳥獣の生息環境の保全だけにとどまらず、生物多様性の保全に寄与するよう努める。

イ 指定区分ごとの方針

指定区分	指 定 方 針
森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣が生息する地域や鳥獣の生息に適している地域を指定するものとし、指定区域の形状は、できる限りまとまりをもった団地状となるように努める。
大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめとする多様な鳥獣の保護を図るため、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域を指定するものとし、指定面積は、1か所当たり1万ヘクタール以上とする。
集団渡来地の保護区	集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、渡来する鳥類の種数又は個体数が多い湿地や湖沼等を含む地域を指定するものとする。
集団繁殖地の保護区	集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、鳥獣の集団繁殖地のうち必要な地域を指定するものとする。
希少鳥獣生息地の保護区	環境省レッドリスト又は北海道レッドデータブックに基づく絶滅のおそれのある鳥獣や地域個体群等の保護を図るため、これら鳥獣の保護上必要な地域を指定するものとする。
生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、鳥獣の移動経路としての機能の回復が見込まれる地域のうち必要な地域を指定するものとする。
身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊における鳥獣の良好な生息地又は自然とのふれあい等を通じた環境教育の場の確保を図るため、必要な地域を指定するものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(面積 : ha)

区 分		既指定鳥獣保護区(A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区					計(B)
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
森林鳥獣生息地	箇所	193			1			1
	面積	170,766			9			9
大規模生息地	箇所	3						0
	面積	52,639						0
集団渡来地	箇所	20						0
	面積	27,511						0
集団繁殖地	箇所	4						0
	面積	1,237						0
希少鳥獣生息地	箇所	2						0
	面積	5,428						0
生息地回廊	箇所							0
	面積							0
身近な鳥獣生息地	箇所	76						0
	面積	5,194						0
計	箇所	298	0	0	1	0	0	1
	面積	262,775	0	0	9	0	0	9

区 分			本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					計(C)
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
森林鳥獣生息地	箇所							0
	面積							0
大規模生息地	箇所							0
	面積							0
集団渡来地	箇所							0
	面積							0
集団繁殖地	箇所							0
	面積							0
希少鳥獣生息地	箇所							0
	面積							0
生息地回廊	箇所							0
	面積							0
身近な鳥獣生息地	箇所							0
	面積							0
計	箇所		0	0	0	0	0	0
	面積		0	0	0	0	0	0

区 分			本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					計(D)
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
森林鳥獣生息地	箇所		1					1
	面積		△305					△305
大規模生息地	箇所							0
	面積							0
集団渡来地	箇所							0
	面積							0
集団繁殖地	箇所							0
	面積							0
希少鳥獣生息地	箇所							0
	面積							0
生息地回廊	箇所							0
	面積							0
身近な鳥獣生息地	箇所							0
	面積							0
計	箇所		1	0	0	0	0	1
	面積		△305	0	0	0	0	△305

区 分			本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区					面積精査による変更(F)		計画期間中の増減(*1)	計画終了時の鳥獣保護区(*2)
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)	増加		
森林鳥獣生息地	箇所		1							0	193
	面積		△296					△296		△592	170,174
大規模生息地	箇所									0	3
	面積									0	52,639
集団渡来地	箇所								0	0	20
	面積								25	△69	27,467
集団繁殖地	箇所									0	4
	面積									0	1,237
希少鳥獣生息地	箇所									0	2
	面積									0	5,428
生息地回廊	箇所									0	
	面積									0	
身近な鳥獣生息地	箇所									0	76
	面積									0	5,194
計	箇所		1	0	0	0	0	1	0	0	298
	面積		△296	0	0	0	0	△296	25	△69	262,139

(*1) 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E+F

(*2) 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E+F

ア 鳥獣保護区指定内訳

年度	指定区分	鳥獣保護区 予定名称	所在地	保護対象鳥獣名	指定面積 (ha)	指定期間	公有水面の 含有率(%)	備 考
26	森林鳥獣 生息地	神の子池	オホーツク総合振興局 斜里郡清里町	カモ類 カワセミ リス類	9	平成 26 年 10 月 1 日から 平成 36 年 9 月 30 日まで (10 年間)		

イ 既指定鳥獣保護区変更内訳

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動(ha)			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前 面積	異動面積	異動後 面積			
24	森林鳥獣 生息地	幌別ダム	期間更新	500	0	500	平成 24 年 10 月 1 日から 平成 44 年 9 月 30 日まで (20 年間)		胆振総合振興局 登別市
		砂原		911	0	911			渡島総合振興局 茅部郡森町
		浅芽野王子		434	0	434	平成 24 年 10 月 16 日から 平成 44 年 9 月 30 日まで (20 年間)		宗谷総合振興局 宗谷郡猿払村
		ひらやま		790	0	790	平成 24 年 10 月 1 日から 平成 34 年 9 月 30 日まで (10 年間)		オホーツク総合振興局 紋別郡遠軽町
		滝の湯		130	0	130			オホーツク総合振興局 北見市
		栄浦		353	0	353			オホーツク総合振興局 北見市
		若松		340	0	340	平成 24 年 10 月 16 日から 平成 34 年 9 月 30 日まで (10 年間)		オホーツク総合振興局 北見市
		鹿の子沢		430	0	430	平成 24 年 10 月 1 日から 平成 34 年 9 月 30 日まで (10 年間)		オホーツク総合振興局 常呂郡置戸町
		木禽岳		500	0	500			オホーツク総合振興局 網走郡津別町
		馬主来	廃 止	296	△296	0		地元要望	釧路総合振興局 釧路市
	厚岸	縮 小	504	△ 305	199	平成 24 年 10 月 1 日から 平成 36 年 9 月 30 日まで (12 年間)	地元要望	釧路総合振興局 釧路市	
	集団渡来 地	湧洞	期間更新	893	0	893	平成 24 年 10 月 1 日から 平成 34 年 9 月 30 日まで (10 年間)		十勝総合振興局 広尾郡大樹町 中川郡豊頃町
	希少鳥獣 生息地	初田牛		88	0	88			根室振興局 根室市
	身近な鳥 獣生息地	深川丸山		11	0	11	平成 24 年 10 月 1 日から 平成 44 年 9 月 30 日まで (20 年間)		空知総合振興局 深川市
		厚沢部城丘		5	0	5	平成 24 年 10 月 1 日から 平成 34 年 9 月 30 日まで (10 年間)		檜山振興局 檜山郡厚沢部町
		蓬来山		186	0	186	平成 24 年 10 月 16 日から 平成 44 年 9 月 30 日まで (20 年間)		上川総合振興局 上川郡愛別町
止別			132	4	136	平成 24 年 10 月 1 日から 平成 34 年 9 月 30 日まで (10 年間)	面積精査	オホーツク総合振興局 斜里郡小清水町	
計		区域拡大 区域縮小 廃 止 期間満了 期間更新	0 504 296 0 5,703	0 △ 305 △ 296 0 4	0 199 0 0 5,707				
	16		6,503	△ 597	5,906				
25	森林鳥獣 生息地	枝幸	期間更新	394	0	394	平成 25 年 10 月 1 日から 平成 45 年 9 月 30 日まで (20 年間)		宗谷総合振興局 枝幸郡枝幸町
		武利		389	0	389	平成 25 年 10 月 1 日から 平成 35 年 9 月 30 日まで (10 年間)		オホーツク総合振興局 紋別郡遠軽町
		瀬戸瀬		340	0	340			オホーツク総合振興局 紋別郡遠軽町
		呼人		151	0	151			オホーツク総合振興局 網走市

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動(ha)			変更後の指定期間	変更理由	備 考		
				異動前 面積	異動面積	異動後 面積					
25	森林鳥獣 生息地	興部	期間更新	541	0	541	平成 25 年 10 月 1 日から 平成 35 年 9 月 30 日まで (10 年間)		オホーツク総合振興局 紋別郡興部町		
		ピヤシリ		732	0	732			オホーツク総合振興局 紋別郡雄武町		
	集団渡来 地	ピリカダム		296	0	296			檜山振興局 瀬棚郡今金町		
		智恵文沼		23	0	23	平成 25 年 10 月 1 日から 平成 45 年 9 月 30 日まで (20 年間)		上川総合振興局 名寄市		
		声間大沼		854	△ 69	785		面積精査	宗谷総合振興局 稚内市		
		兜沼		278	0	278			宗谷総合振興局 天塩郡豊富町		
		身近な鳥 獣生息地		るもっぺ憩いの森	248	0		248		留萌振興局 留萌市	
	計			区域拡大 区域縮小 廃 止 期間満了 期間更新	4,246	△ 69		4,177			
		11			4,246	△ 69	4,177				
	26	森林鳥獣 生息地		白老王子	期間更新	540	0	540	平成 26 年 10 月 1 日から 平成 46 年 9 月 30 日まで (20 年間)		胆振総合振興局 白老郡白老町
				ときわ		277	0	277			胆振総合振興局 勇払郡安平町
知内			317	0		317		渡島総合振興局 上磯郡知内町			
熊石平田内			123	0		123		渡島総合振興局 二世郡八雲町			
江差東山			364	0		364	平成 26 年 10 月 1 日から 平成 36 年 9 月 30 日まで (10 年間)		檜山振興局 檜山郡江差町		
江丹別			909	0		909	平成 26 年 10 月 1 日から 平成 46 年 9 月 30 日まで (20 年間)		上川総合振興局 旭川市		
東浦			299	0		299		宗谷総合振興局 稚内市			
歌登王子			312	0		312		宗谷総合振興局 枝幸郡枝幸町			
紋別			484	0		484	平成 26 年 10 月 1 日から 平成 36 年 9 月 30 日まで (10 年間)		オホーツク総合振興局 紋別市		
幌岩			233	0		233		オホーツク総合振興局 常呂郡佐呂間町			
集団渡来 地			洞爺湖	7,132		0	7,132	平成 26 年 10 月 1 日から 平成 46 年 9 月 30 日まで (20 年間)		胆振総合振興局 虻田郡洞爺湖町 有珠郡壮瞥町	
		御西	98	0	98	平成 26 年 10 月 1 日から 平成 36 年 9 月 30 日まで (10 年間)		オホーツク総合振興局 紋別郡雄武町			
		屈斜路湖	8,499	25	8,524	平成 26 年 10 月 1 日から 平成 46 年 9 月 30 日まで (20 年間)	面積精査	釧路総合振興局 川上郡弟子屈町			
身近な鳥 獣生息地		にしおおさと	15	0	15	平成 26 年 10 月 1 日から 平成 36 年 9 月 30 日まで (10 年間)		檜山振興局 久遠郡せたな町			
		旭山	148	0	148	平成 26 年 10 月 1 日から 平成 46 年 9 月 30 日まで (20 年間)		上川総合振興局 旭川市			
		旭東	35	0	35			上川総合振興局 名寄市			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動(ha)			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前 面積	異動面積	異動後 面積			
26	身近な鳥獣生息地	となみが丘	期間更新	172	0	172	平成26年10月1日から平成46年9月30日まで(20年間)		上川総合振興局 名寄市
		九重		44	0	44	平成26年10月1日から平成36年9月30日まで(10年間)		留萌振興局 苫前郡苫前町
		幌延		186	0	186	平成26年10月1日から平成46年9月30日まで(20年間)		宗谷総合振興局 天塩郡幌延町
		駒場		29	0	29	平成26年10月1日から平成36年9月30日まで(10年間)		オホーツク総合振興局 網走市
	計		区域拡大 区域縮小 廃止 期間満了 期間更新	0 0 0 0 20,216	0 0 0 0 25	0 0 0 0 20,241			
		20		20,216	25	20,241			
27	森林鳥獣生息地	岩部	期間更新	302	0	302	平成27年10月1日から平成47年9月30日まで(20年間)		渡島総合振興局 松前郡福島町
		上磯		507	0	507			渡島総合振興局 北斗市
		今金八東		99	0	99	平成27年10月1日から平成37年9月30日まで(10年間)		檜山振興局 瀬棚郡今金町
		利尻		17,544	△8	17,536	平成27年10月1日から平成47年9月30日まで(20年間)	面積精査	宗谷総合振興局 利尻郡利尻町、利尻富士町
		中頓別水源		572	0	572			宗谷総合振興局 枝幸郡中頓別町
		滝美		666	0	666	平成27年10月1日から平成37年9月30日まで(10年間)		オホーツク総合振興局 紋別郡滝上町
		滝奥		709	0	709			オホーツク総合振興局 紋別郡滝上町
	集団渡来地	中多寄		10	0	10	平成27年10月1日から平成47年9月30日まで(20年間)		上川総合振興局 士別市
	身近な鳥獣生息地	今金		25	0	25	平成27年10月1日から平成37年9月30日まで(10年間)		檜山振興局 瀬棚郡今金町
	計		区域拡大 区域縮小 廃止 期間満了 期間更新	0 0 0 0 20,434	0 0 0 0 △8	0 0 0 0 20,426			
		9		20,434	△8	20,426			
28	森林鳥獣生息地	函岳	期間更新	3,514	0	3,514	平成28年10月1日から平成48年9月30日まで(20年間)		上川総合振興局 中川郡美深町、音威子府村 宗谷総合振興局 枝幸郡枝幸町
		礼文		6,462	△1	6,461		面積精査	宗谷総合振興局 礼文郡礼文町
		稚内		875	0	875			宗谷総合振興局 稚内市
		知駒		1,305	0	1,305			宗谷総合振興局 枝幸郡中頓別町
		大津		278	0	278	平成28年10月1日から平成38年9月30日まで(10年間)		十勝総合振興局 中川郡豊頃町
		崩和山		337	0	337			十勝総合振興局 広尾郡大樹町
	身近な鳥獣生息地	中足寄		78	0	78			十勝総合振興局 足寄郡足寄町
	計		区域拡大 区域縮小 廃止 期間満了 期間更新	0 0 0 0 12,849	0 0 0 0 △1	0 0 0 0 12,848			
		7		12,849	△1	12,848			
合計			区域拡大 区域縮小 廃止 期間満了 期間更新	0 504 296 0 63,448	0 △305 △296 0 △49	0 199 0 0 63,399			
		63		64,248	△650	63,598			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、特に良好な生息環境の確保が求められる区域については、特別保護地区の指定に努めるものとする。

道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定状況は、第10次北海道鳥獣保護事業計画の計画期間の満了時において、88か所1万7,392ヘクタールとなっている。

本事業計画においては、計画期間中に存続期間が満了する特別保護地区のうち、11か所の再指定を計画する。

なお、特別保護地区の指定期間については、鳥獣保護区の指定期間と一致させるものとし、指定区域については、鳥獣の安定した生息の場とするため、その生息実態等を踏まえ、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるように配慮するものとする。

また、特別保護地区の指定又は再指定に当たっては、指定等の目的及び法令に基づく規制等の制度を鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域関係者に適切に周知し、合意形成と新たな特別保護地区の指定検討に努めるものとする。

イ 指定区分ごとの方針

指定区分	指 定 方 針
森林鳥獣生息地の保護区	森林鳥獣生息地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の良好な生息環境となっている区域を指定するものとする。
大規模生息地の保護区	大規模生息地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する中核的な区域を指定するものとする。
集団渡来地の保護区	集団渡来地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、渡来する渡り鳥の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的な区域を指定するものとする。
集団繁殖地の保護区	集団繁殖地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、保護の対象となる鳥類、コウモリ類又は海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的な区域を指定するものとする。
希少鳥獣生息地の保護区	希少鳥獣生息地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、保護の対象となる鳥類の繁殖及び採餌等に必要な区域を指定するものとする。
生息地回廊の保護区	生息地回廊の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、保護の対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的な区域を指定するものとする。
身近な鳥獣生息地の保護区	身近な鳥獣生息地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発の観点から必要と認められる区域を指定するものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

(面積 : ha)

区 分		既指定特別保護 地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区					計(B)	計画終了時の 特別保護地区 (A+B)
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
森林鳥獣生息地	箇所	78	(3)	(2)		(1)	(2)	(8)	78
	面積	6,880	(435)	(97)		(60)	(427)	(1,019)	6,880
大規模生息地	箇所	1						0	1
	面積	45						0	45
集団渡来地	箇所	5	(1)		(1)			(2)	5
	面積	9,227	(411)		(7,934) 25			(8,345) 25	9,252
集団繁殖地	箇所	3						0	3
	面積	1,197						0	1,197
希少鳥獣生息地	箇所	1	(1)					(1)	1
	面積	43	(43)					(43)	43
生息地回廊	箇所							0	0
	面積							0	0
身近な鳥獣生息地	箇所							0	0
	面積							0	0
計	箇所	88	(5)	(2)	(1)	(1)	(2)	(11)	88
	面積	17,392	(889)	(97)	(7,934) 25	(60)	(427)	(9,407) 25	17,417

※ ()内の数値は、既指定区域の存続期間満了に伴う「再指定」を表す。

(3) 特別保護地区指定内訳

年度	指定区分	鳥獣保護区名	鳥獣保護区 指定面積(ha)	特別保護地区 指定面積(ha)	指定期間	区分	備考
24	森林鳥獣 生息地	滝の湯	130	28	平成 24 年 10 月 1 日から 平成 34 年 9 月 30 日まで (10 年間)	再指定	オホーツク総合振興局 北見市
		栄浦	353	353			オホーツク総合振興局 北見市
		鹿の子沢	430	54			オホーツク総合振興局 常呂郡置戸町
	集団 渡来地	湧洞	893	411			十勝総合振興局 広尾郡大樹町 中川郡豊頃町
	希少鳥獣 生息地	初田牛	88	43			根室振興局 根室市
	計		5	1,894			889
25	森林鳥獣 生息地	枝幸	394	49	平成 25 年 10 月 1 日から 平成 45 年 9 月 30 日まで (20 年間)	再指定	宗谷総合振興局 枝幸郡枝幸町
		ピヤシリ	732	48			平成 25 年 10 月 1 日から 平成 35 年 9 月 30 日まで (10 年間)
	計		2	1,126			97
26	集団 渡来地	屈斜路湖	8,524	7,959	平成 26 年 10 月 1 日から 平成 46 年 9 月 30 日まで (20 年間)	再指定	釧路総合振興局 川上郡弟子屈町
	計		1	8,524			7,959
27	森林鳥獣 生息地	中頓別水源地	572	60	平成 27 年 10 月 1 日から 平成 47 年 9 月 30 日まで (20 年間)	再指定	宗谷総合振興局 枝幸郡中頓別町
	計		1	572			60
28	森林鳥獣 生息地	函岳	3,514	311	平成 28 年 10 月 1 日から 平成 48 年 9 月 30 日まで (20 年間)	再指定	上川総合振興局 中川郡美深町、音威子府村 宗谷総合振興局 枝幸郡枝幸町
		大津	278	116			平成 28 年 10 月 1 日から 平成 38 年 9 月 30 日まで (10 年間)
	計		2	3,792			427
合計			11	15,908	9,432		

3 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の生息数が著しく減少している場合において、その数を増加させる必要があると認められる区域があるときに、当該区域における狩猟者の入込み状況を勘案し、3年以内の存続期間を定めて指定するものである。

本道では、狩猟の主な対象であるエゾシカの生息数の増加に伴って深刻な農林業被害が発生しているため、特定鳥獣保護管理計画を策定し、この計画に基づき生息数の緊急減少措置等の総合対策を講じていることから、本事業計画の計画期間内において、休猟区の指定は行わないこととする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区を指定し又はその存続期間を更新し若しくは特別保護地区を指定し又は再指定したときは、当該区域の区域内にこれら区域を明示した標識（案内板及び制札）を設置するものとする。

また、既に設置している標識が毀損し又は汚損等した場合は、速やかに補修等必要な整備を行うものとする。

なお、鳥獣保護区の管理に当たっては、鳥獣保護区の区域内における鳥獣の生息状況や生息環境の把握に努め、鳥獣保護区の指定目的の達成を図るとともに、違法捕獲の監視に努めるものとする。

(2) 整備計画

ア 標識の設置

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計
鳥 獣 保 護 区	指定等箇所数	15	11	20	9	7	62
	案内板（枚）	15	11	20	9	7	62
	制 札（枚）	105	77	140	63	49	434
特別保護 地 区	指定等箇所数	5	2	1	1	2	11
	案内板（枚）						
	制 札（枚）	15	6	3	3	6	33
合 計	指定等箇所数	20	13	21	10	9	73
	案内板（枚）	15	11	20	9	7	62
	制 札（枚）	120	83	143	66	55	467

※ 鳥獣保護区の案内板は、特別保護地区の案内板を兼ねる。

イ 利用施設の整備

鳥獣保護区の名称	所 在 地	利用施設の現況	整 備 方 針
支笏湖鳥獣保護区 〔支笏湖野鳥の森〕	千 歳 市 (石狩振興局)	観察路 1,554 m 観察舎 2棟 他	毀損・破損した 利用施設につい ては、必要に応 じて整備・補修 等を行う。
チミケップ湖鳥獣保護区 〔チミケップ湖野鳥公園〕	網走郡津別町 (オホーツク 総合振興局)	観察路 3,622 m 観察舎 1棟 休憩舎 1棟 駐車場 他	

ウ 調査、巡視等の計画

鳥獣保護区の管理及び違法捕獲防止のため、鳥獣保護員による鳥獣保護区の調査・巡視を実施するとともに、職員による巡視を随時行うものとする。

また、狩猟期間における巡視回数を増やすなど、鳥獣保護区の適切な管理に努めるものとする。

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣又は絶滅のおそれのある地域個体群に分類されている鳥獣並びに北海道レッドデータブックに掲げる絶滅のおそれのある鳥獣、その他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要のある鳥獣については、必要に応じて「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」等に沿って人工増殖を検討するものとする。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国が行う保護増殖の取組みについて協力・連携に努めるものとする。

[参考] 国策定保護増殖事業計画

対象鳥獣	計 画 策 定 省 庁	告示年月日
タンチョウ	環境省、農林水産省、国土交通省	H 5. 11. 26
シマフクロウ	環境省、農林水産省	H 5. 11. 26
ウミガラス	環境省	H13. 11. 30
エトピリカ	環境省	H13. 11. 30
オジロワシ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	H17. 12. 1
オオワシ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	H17. 12. 1

2 放鳥獣（傷病鳥獣の保護収容後の放鳥獣等を除く。）

(1) 希少鳥獣等

環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣又は絶滅のおそれのある地域個体群に分類されている鳥獣並びに北海道レッドデータブックに掲げる絶滅のおそれのある鳥獣、その他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要のある鳥獣について、生活環境及び安全性の確保、放鳥獣による農林水産業及び生態系への影響、地域個体群への遺伝的攪乱等を検討しつつ、必要に応じて放鳥獣の実施に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

ア 鳥 類

鳥類の放鳥に当たっては、地域個体群の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥させることとする。

また、放鳥事業用の狩猟鳥類を育成している者が当該鳥類を放鳥するときは、それらを放鳥することにより生息地や餌の競合又は病原体の伝搬等、人や他の鳥獣に悪影響を及ぼすおそれがないよう指導するものとする。

特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際の放鳥については、放鳥用育成鳥類の衛生管理の徹底や個体の健康状態の確認等の実施の要請を検討し、また、一時的に放鳥を見合わせるよう要請するものとする。

イ 哺乳類

希少鳥獣等に該当する哺乳類以外の哺乳類の放鳥については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため認めないものとする。

(3) 外来鳥獣等

本来国内に生息していない人為的に海外から導入された鳥獣又は国内において本来の生息地以外の地域に人為的に導入され生態系等に被害を生じさせている鳥獣については、在来種との交雑や生息地・餌の競合等により、生態系を攪乱し生物多様性を損なうおそれがあること等から、放鳥獣を行わないよう指導を徹底するものとする。

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的な考え方

- ア 捕獲後の処置の計画等に照らして、明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- イ 捕獲等又は採取等によって、特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に被害が生じている地域又は外来鳥獣等の生息が認められ今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制させるため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- ウ 捕獲等又は採取等によって、鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- エ 捕獲等又は採取等によって、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるような場合又は社寺境内、墓地等における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- オ 特定猟具使用禁止区域内で当該区域で用いることを禁止された特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、当該猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- カ 法第36条及び施行規則第45条に規定する危険猟法により捕獲等をする場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたとき又は道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）第16条第1項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による麻酔の作用を有する政令で定める劇薬を使用する猟法による捕獲等について道知事の許可を受けたときは、この限りではない。
- キ 愛がんのための飼養の目的で捕獲する場合

(2) 許可する場合の基本的な考え方

- ア 学術研究を目的とする場合
学術研究（環境省脚環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの）であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。
- イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。
特に外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- ウ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合
個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との共存を目指した科学的かつ計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。
- エ その他特別な事由を目的とする場合
 - (ア) 鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合
 - (イ) 鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合
 - (ウ) 博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合
 - (エ) 鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合
 - (オ) 伝統的な祭礼行事等に用いるために捕獲する場合
 - (カ) 前各号に掲げるもののほか、環境教育に利用するため、環境影響評価調査のため又は被害防除対策事業等のための個体追跡のために捕獲等又は採取等する場合等鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的で捕獲等又は採取等する場合

(3) わなの使用に当たっての留意事項

わなを使用した捕獲の許可は、次に掲げる基準を満たすものとする。

ア 獣類（ヒグマを除く。）の捕獲許可

（ア）捕獲に用いる方法がくくりわなの場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであること。

（イ）捕獲に用いる方法がとらばさみの場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートルを超えないもので、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イ エゾシカの捕獲許可

捕獲に用いる方法がくくりわなの場合は、原則としてワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、よりもどしを装着したものであること。

ウ ヒグマの捕獲許可

捕獲に用いる方法は、原則としてはこわなに限るものとする。

エ 鳥類の捕獲許可

わなによる捕獲は認めないものとする。ただし、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした捕獲であって、過去の捕獲実績を踏まえて最も捕獲の効果があると認められ、かつ、錯誤捕獲のおそれがなく、また、人に対する安全確保が図られると認められる場合に限り、はこわなの使用を認めるものとする。

(4) 許可に付す条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっては、次に掲げる条件などを付すものとする。

特に住居が隣接した地域又はその周辺の地域における捕獲等を許可する場合は、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

ア 捕獲等又は採取等の期間、区域又は方法の限定

イ 鳥獣の種類及び数の限定

ウ 捕獲物の処理の方法

エ 捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持

オ 捕獲を行う際の周辺環境への配慮

カ 捕獲等に使用するわなの数量及びわなの見回り

(5) 許可権限の市町村への移譲

ア 方針

地域における鳥獣の保護管理の円滑な実施に資するため、法第9条第1項に規定する知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可事務の市町村への移譲に努めるものとする。

また、当該事務の移譲に当たっては、鳥獣の生息数及び分布状況等を踏まえた広域的な見地からの必要性和許可の対象種を検討するとともに、市町村の事務処理実施体制の整備状況等を勘案し、市町村との調整・協議を密に図るものとする。また、市町村に対し法令及び本事業計画に即して捕獲許可事務が適切に実施されるよう助言するなど、許可制度の円滑な運用が図られるよう努めるものとする。

イ 市町村への事務移譲状況

移譲事務	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可
移譲市町村	道内全市町村（179市町村）
許可対象鳥獣	キジバト、カワラバト〔ドバト〕、ニューナイスズメ（一部市町村については、卵の採取等の許可を除く。）、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アライグマ、とがりねずみ科に属する獣類（一部市町村を除く。）、ねずみ科に属する獣類（一部市町村を除く。）
移譲の始期	昭和62年度～
備考	移譲根拠法令：北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等をする者に対し、錯誤捕獲や事故発生の防止に係る万全の対策を講じさせ、関係地域住民等への捕獲等又は採取等の事前周知を指導するとともに、法第9条第12項の規定に基づき、猟具ごとに住所、氏名又は名称、許可者名、許可の有効期間、許可証番号、捕獲対象鳥獣の種類を記載した標識を装着させるものとし、猟具の大きさ等の理由で標識を装着できない場合は、

猟具設置場所周辺に立て札等で標識を設置させるものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、各振興局による狩猟パトロールなどで鉛が暴露する構造及び鉛素材の銃弾を使用しないよう指導する。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

ア 捕獲物又は採取物は、持帰りが原則であるが、やむを得ず持ち帰ることができない場合は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理することを指導し、また、施行規則第19条に規定する適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合を除いて山野に放置することのないよう指導するものとする。

イ 捕獲物又は採取物が、鳥獣の保護管理に関する学術研究又は環境教育等に利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導するものとする。

ウ 捕獲物又は採取物が、違法に捕獲等又は採取等されたものと誤認されないよう、適正な処置が講じられるよう指導するものとする。

特に、ヒグマについては、違法輸入又は国内で違法に捕獲された個体の流通を防止するため、捕獲した個体に目印標（製品タグ）を装着させることにより、国内で適法に捕獲されたものであることを明確にさせるものとする。

エ 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法により行うよう指導するものとする。

オ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき、特定外来生物に指定されているアライグマ及びミンクは、国の確認又は認定を受けた防除実施計画に基づき捕獲したもの以外は、生きた個体の運搬が規制されていることを周知するものとする。

カ 捕獲許可申請者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を十分に周知するものとする。

（ア） 錯誤捕獲した個体は、原則として所有及び活用はできないこと。

（イ） 狩猟鳥獣以外の鳥獣は、捕獲個体を生きたまま譲渡するときは飼養登録等の手続きを要する場合があること。

（ウ） 捕獲個体の処理方法が捕獲許可申請書に記載された方法と異なる場合は、法第9条第1項の規定に違反するおそれがあること。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の適正な保護管理を推進する上で必要があると認める場合は、捕獲許可を受けた者に対し、捕獲等又は採取等に関する詳細な情報の提供を求めるものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ないなど保護の必要性が高い種又は地域個体群に属する種については、捕獲許可を慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要な場合は、捕獲数の調整を行うなど適正かつ計画的な捕獲を行わせるものとする。

2 学術研究を目的とする場合の許可基準

(1) 学術研究

研究の目的及び内容	次に掲げるいずれにも該当するものであること。 ① 主たる研究目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。 ② 捕獲等又は採取等をする以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。 ③ 主たる研究内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関するものであること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。 ④ 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。
許可対象者	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれら調査研究を行う者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。
期 間	1年以内
区 域	必要最小限の区域とし、原則として特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。
方 法	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。 ① 法第12条第1項又は第2項に基づく禁止猟法ではないこと。 ② 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。また、装着する標識が観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報の公開を申請者に求めるよう努める。
捕獲等又は採取等後の措置	原則として次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 ① 殺傷又は損傷を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 ② 個体識別を目的に行う指切りやノースタッグの装着等、鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置が行われないこと。 ③ 電波発信機（原則として必要期間経過後短期間のうちに脱落するもの）又は脚環の装着等鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

(2) 標識調査（環境省脚環を装着する場合）

許可対象者	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）
鳥獣の種類・数	原則として次のとおりとする。ただし、特に必要と認められる種については、この限りではない。 ① 標識調査を主たる業務として実施している者は、鳥類各種各2,000羽以内 ② 3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者は、鳥類各種各1,000羽以内 ③ 上記①及び②以外の者は、鳥類各種各500羽以内
期 間	1年以内
区 域	施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。
方 法	原則として、網、わな又は手捕りとする。

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合の許可基準

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣の捕獲は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害若しくは人身への危害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策を講じても被害等の防止ができないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りでない。

また、鳥獣による被害防止に当たっては、総合的・効果的な防除方法や狩猟を含む個体数管理等鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

(2) 鳥獣による被害発生の予察

ア 被害予察捕獲の方針

鳥獣による被害発生を予察した捕獲は、鳥獣による被害が発生するおそれがあり、かつ、その被害をもたらすおそれのある鳥獣を捕獲しなければ被害が広域に及びおそれがあり、また、常時、捕獲を行わなければ被害を防止することが困難であると認められる場合に限り、許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りでない。

なお、鳥獣による被害等の予察に当たっては、市町村及び関係機関の協力を得て、鳥獣による過去の被害状況を的確に把握するものとし、必要があると認められる場合は地域ごとの被害発生予察表を作成するものとする。

イ 予察表

加害鳥獣	被害対象	被害発生時期(月)												被害発生地域
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
タヌキ	畑作物、果樹、果実	←————→												道央、道南、道東
キツネ	家畜、畑作物、家畜飼料、果実	←————→												全道一円
ノイヌ	家畜	←————→												道南、道東
ミンク	養殖魚	←————→												道北、道東
アライグマ	畑作物、家畜飼料、果樹、果実、生態系	←————→												全道一円
ヒグマ	水稲、穀類、養蜂、果樹、家畜、人身被害	←————→												全道一円
エゾシカ	畑作物、牧草、樹木、水稲、穀類	←————→												全道一円
ユキウサギ	若齢林木、畑作物、果樹、穀類	←————→												全道一円
サギ類	水稲、養殖魚	←————→												道央、道北、道東
ガン・カモ・ハクチョウ類	水稲、穀類、牧草	←————→												全道一円
カモメ類	水稲、水産物、糞害	←————→												沿岸、道央、道南
キジバト・カラバト(ドバト)	畑作物、穀類、家畜飼料、糞害	←————→												全道一円
ヒヨドリ ムクドリ	果樹、果実	←————→												全道一円
ウソ	果樹	←——→												道央
スズメ	水稲、畑作物、果樹	←————→												全道一円
カラス類	畑作物、果樹、家畜、家畜飼料、水産物、生活環境	←————→												全道一円

(3) 鳥獣の適正管理の実施

ア 方針

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の実施に当たっては、被害防止対策を講じるなど、適切に行われるよう指導するものとする。

また、特に、生息数の増加により被害等の増大をもたらしている鳥獣については、市町村及び関係機関・団体との連携を図り、狩猟による捕獲を含む個体数管理を実施するとともに、生物多様性の保全を踏まえた計画的かつ総合的な保護管理対策の推進に努めるものとする。

イ 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

対象鳥獣	実施年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等
ヒグマ	平成24年度 ～ 平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・人身事故未然防止のための普及啓発、農作物被害等の防止を図るための被害防除法の普及を行うとともに、地域個体群の絶滅を回避するための適切な措置を講ずるよう努める。 ・人とのあつれきが高い渡島半島地域においては、渡島半島地域ヒグマ保護管理計画（第2期）に基づき、情報収集に努めるなど適正な保護管理対策を推進している。
エゾシカ		<ul style="list-style-type: none"> ・生息数を一定の水準まで減少させるため、エゾシカ保護管理計画に基づき、個体数調整捕獲を積極的に進めるなど、総合対策を推進する。 ・エゾシカを自然資源として位置づけ、その捕獲個体の有効活用を図ることにより、個体数調整の推進を図る。

(4) 有害鳥獣捕獲に係る許可基準の設定

ア 方針

有害鳥獣の捕獲の許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として被害等防除対策を講じても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等については、生息を根絶又は抑制するため、被害の有無にかかわらず捕獲を許可するものとする。

なお、生息数が少ないなど保護の必要性が高い鳥獣の捕獲許可に係る被害の把握等は、慎重に取り扱うものとする。また、捕獲対象鳥獣が特定鳥獣保護管理計画の対象鳥獣である場合は、原則として特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱うものとする。

イ 許可基準

許可対象者	<p>① 原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とするものとする。</p> <p>② 狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。</p> <p>ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合</p> <p>イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてシカその他の鳥獣（ヒグマを除く。）を捕獲する場合</p> <p>③ 法人に対する許可に当たっては、その従事者には、原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方</p>
-------	---

	法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。
鳥獣の種類・数	現に被害等を生じさせ又はそのおそれのある種とし、被害等を防止する目的を達成するために必要な最小限の数とする。 なお、鳥類の卵の採取等の許可は、原則として現に被害を生じさせている個体を捕獲等することが困難で、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合又は建築物等の汚染等を防止するため巣を除去する必要がある場合に、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に許可するものとする。ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、本欄中の上記について適用しない。
期 間	原則として被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲等又は採取等が実施できる時期で、捕獲等をしようとする鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がない必要かつ適切な期間とする。ただし、被害が生じると予察される場合又は飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合等特別な事由が認められるときは、この限りではない。
区 域	被害等の発生状況に応じ、必要かつ適切な区域
方 法 そ の 他	原則として法第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び法第36条に規定する危険猟法以外の方法とする。 なお、空気銃を使用する捕獲は、鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があることから、その使用を小・中型鳥類の捕獲に限るものとする。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

有害鳥獣捕獲の適正かつ円滑な実施を図るため、市町村及び関係機関・団体に対し、地域において関係機関が連携して被害対策等を協議検討する協議会等の設置について助言に努めるとともに、被害等が顕著な地域にあっては、捕獲隊の編成や広域捕獲の実施等について指導・助言に努めるものとする。

特に関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防除実施計画と整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

4 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合の許可基準

許可対象者	特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整捕獲を行うことができる市町村又は団体とし、捕獲従事者は、有害鳥獣捕獲に係る許可基準の設定イの許可対象者に掲げる者
鳥獣の種類・数	特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣とし、当該計画の目標達成のために必要な適切かつ合理的な数
期間・区域	特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために必要かつ適切な期間・区域
方 法	原則として法第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び法第36条に規定する危険猟法以外の方法とするものとする。 なお、空気銃を使用する捕獲は、鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があることから、その使用を小・中型鳥類の捕獲に限るものとする。
そ の 他	許可基準の詳細、許可の運用及び取扱いについては、別に定める鳥獣捕獲許可取扱要領によるものとする。

5 その他特別の事由を目的とする場合の許可基準

捕獲等の目的	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員	必要と認められる種類及び数	1年以内	申請者の職務上必要な最小限の区域	原則として法第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法以外の猟法
傷病により保護を要する鳥獣の保護	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護員若しくはその他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数		必要と認められる区域	
博物館、動物園その他これに類する施設における展示	博物館及び動物園等の公共施設の飼育者又は研究者若しくはこれらのものから依頼を受けた者	必要最小限の種類及び数	6か月以内	原則として規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除外した区域	網、わな又は手捕り
養殖している鳥類の近親交配の防止	道内において鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数。放鳥を目的とする場合は、対象放鳥地の個体に限る。			
祭礼行事等への利用	祭礼行事等の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者	祭礼行事等に用いる必要最小限の数（鳥獣を致死させることによらなければ祭礼行事等の目的が達成できないと認められる場合を除き、祭礼行事等に用いた後は放鳥獣とする。）	1か月以内		
その他の特別な事由	その他の特別な事由が認められる者	必要と認められる種類及び数	必要と認められる期間		原則として法第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法以外の猟法
備考	・許可基準の詳細、許可の運用及び取扱いは、別に定める鳥獣捕獲許可取扱要領によるものとする。				

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用禁止区域は、銃猟若しくはわな猟に伴う危険の予防又は法第9条第3項第4号の規定による住民の安全の確保若しくは環境省令で定める区域の静穏の保持のため必要があると認められる区域について、その区域内において鳥獣の捕獲等に使用できない猟具（特定猟具）を指定して、それによる鳥獣の捕獲等を禁止する区域である。

特定猟具使用禁止区域の指定に当たっては、土地占有者や関係機関等との調整を図り、次に掲げる地区について指定に努めるものとする。

また、当該区域の指定期間は原則10年以内とし、必要に応じて存続期間を更新するものとする。

なお、本事業計画の計画期間において、指定期間が満了する銃器に係る特定猟具使用禁止区域38か所7,692ヘクタールの存続期間を更新するものとする。

ア 銃猟に伴う危険を予防する地区

(ア) 銃猟による事故が頻発している地区

(イ) 学校等の教育機関や病院等の保健医療機関等が所在する地区及びその近傍

(ウ) 恒常的に農林水産業活動に利用されているなど人が所在する可能性が高い場所

(エ) レクリエーション等保健休養の目的で利用する者が多いと認められる場所

(オ) 市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所

(カ) その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

イ わな猟に伴う危険を予防する地区

(ア) 保育園、幼稚園、学校等の教育施設が所在する地区及びその近傍

(イ) 子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺

(ウ) 自然観察及び野外レクリエーション等の目的で利用する者が多いと認められる場所

(エ) その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

ウ 静穏を保持する必要がある区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(面積 : ha)

区 分		既指定特定猟具 使用禁止区域 (A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					計(B)	計画終了時の特 定猟具使用禁止 区域(A+B)
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
銃猟に伴う危 険を予防する ための区域	箇所	87	(11)	(10)	(5)	(6)	(6)	(38)	87
	面積	34,006	(1,148)	(912)	(511)	(2,985)	(2,136)	(7,692)	34,006
わな猟に伴う 危険を予防する ための区域	箇所	0						0	0
	面積	0						0	0
計	箇所	87	(11)	(10)	(5)	(6)	(6)	(38)	87
	面積	34,006	(1,148)	(912)	(511)	(2,985)	(2,136)	(7,692)	34,006

※ ()内の数値は、既指定区域の存続期間満了に伴う「再指定」を表す。

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年度	所在地	名称	指定面積(ha)	指定期間	禁止猟具	備考
24	芦別市	三角山	41	平成 24 年 10 月 1 日から 平成 34 年 9 月 30 日まで (10 年間)	銃 器	再指定
	芦別市	旭	136			
	江別市	世田豊平川	30			
	札幌市	伏籠川	15			
	勇払郡むかわ町	豊進	38			
	勇払郡むかわ町	穂別ダム	166			
	幌泉郡えりも町	えりも	88			
	北斗市	中野通	394			
	北斗市	三好	63			
	紋別郡湧別町	川西古川	14			
	足寄郡陸別町	陸別銀河の森	163			
	計	11	1,148			
25	空知郡奈井江町	爾波山	98	平成 25 年 10 月 1 日から 平成 35 年 9 月 30 日まで (10 年間)	銃 器	再指定
	歌志内市	神威岳	113			
	夕張市	清陵	18			
	樺戸郡月形町	皆楽	27			
	勇払郡厚真町	厚真大沼	17			
	北斗市	茂辺地	11			
	斜里郡斜里町	斜里	235			
	中川郡幕別町	猿別	295			
	河東郡上土幌町	糠平	89			
	厚岸郡浜中町	幌戸沼	9			
	計	10	912			
26	苫小牧市	丹治沼	39	平成 26 年 10 月 1 日から 平成 36 年 9 月 30 日まで (10 年間)	銃 器	再指定
	様似郡様似町	幌別ダム	181			
	茅部郡森町	鳥崎	140			
	北斗市	当別	12			
	網走市	大曲呼人	139			
	計	5	511			
27	岩見沢市	上幌	0.33	平成 27 年 10 月 1 日から 平成 37 年 9 月 30 日まで (10 年間)	銃 器	再指定
	旭川市	石狩川水系	1,812			
	天塩郡天塩町	鏡沼	294			
	中川郡幕別町	十勝川水系	781			
	中川郡池田町	利別	73			
	帯広市	川西	25			
	計	6	2,985.33			
28	空知郡南幌町	暁沼	7	平成 28 年 10 月 1 日から 平成 38 年 9 月 30 日まで (10 年間)	銃 器	再指定
	雨竜郡雨竜町	丹波沼・鶴田沼	31			
	夕張郡由仁町	古山ため池	21			
	北斗市	久根別	133			
	二世郡八雲町	八雲	1,184			
	稚内市	メグマ沼	760			
	計	6	2,136			
合計	新規指定		0			
	再指定		38	7,692.33		

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方 針

特定猟具使用制限区域は、銃猟若しくはわな猟に伴う危険の予防又は法第9条第3項第4号の規定による住民の安全の確保若しくは環境省令で定める区域の静穏の保持のため、また、休猟区の指定が解除された地域など、狩猟が解禁された直後の狩猟者が集中的に銃猟又はわな猟を行うことにより発生する事故の未然防止が必要な区域について、その区域内において鳥獣の捕獲等に使用できない猟具（特定猟具）を指定して、それによる鳥獣の捕獲等を制限する区域である。

なお、本道においては、狩猟の解禁等により狩猟者が集中的に銃猟又はわな猟を行う地域がないため、本事業計画の計画期間において、特定猟具使用制限区域の指定は計画しないものとする。

3 猟区設定に関する事項

(1) 方 針

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、一定の区域において、狩猟者数の制限その他狩猟の管理を行う区域であり、猟区を設定しようとする者は知事の認可を必要とする。

猟区の認可に当たっては、管理経営に必要な技術と能力を有し、多数の狩猟者が公平に利用できるよう担保され、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られることが認められる場合に認可するものし、猟区設定者に対しては、秩序ある狩猟と適正利用について指導するものとする。

(2) 猟区の設定状況

名 称	所在地	面積(ha)	設定期間	設 定 者	備 考
西興部村 猟 区	紋 別 郡 西興部村	30,812	平成19年10月1日 ～ 平成26年9月14日	特定非営利活動法人 西興部村猟区管理協会 会長 大澤 安 廣	当初設定年月日 H16.10.1 (林-ツ総合振興局管内)

第6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

エゾシカは、生息数の増加に伴い分布域を道東部から全道域に広げ、依然として多大な農林業被害や自然環境への悪影響をもたらし、生物多様性にも広範囲な影響を及ぼすなど、深刻な社会問題となっている。

このため、法定によるエゾシカ保護管理計画を策定し、国、市町村、関係機関及び庁内農林業関係部署と密接な連携のもと、専門有識者等の意見を踏まえて、生息数を一定の水準まで減少させるため、科学的、計画的かつ総合的に個体数管理の取組を推進するものとする。

また、個体数の減少につなげるため、エゾシカを貴重な自然資源として位置づけ、捕獲個体の積極的な有効活用の促進を図り、適正な保護管理を推進するものとする。

なお、エゾシカ保護管理計画については、第1期計画（計画期間：平成12～13年度）、第2期計画（計画期間：平成14～19年度）、第3期計画（計画期間：平成20～23年度）に引き続く第4期計画となるものである。

また、エゾシカ以外の鳥獣についても、その生息数に著しい増減が認められる場合は、農林水産業又は生態系に係る被害の状況を的確に把握し、必要に応じて当該鳥獣に関する特定鳥獣保護管理計画を策定し、適正な保護管理対策を推進するものとする。

対象鳥獣 の 種 類	計画策定の目的	計 画 期 間	対象区域	備 考
エゾシカ	人間活動とエゾシカとのあつれきを軽減するとともに、エゾシカの安定的な生息水準を確保するため、その適正な保護管理を推進する。	平成24年4月 1日 ～ 平成29年3月31日	全道一円	

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣の適正な保護管理を推進するため、鳥獣の生息状況・生息環境等に関する必要に応じた調査を実施するものとし、あわせて生物多様性保全の観点から生息環境の調査を行うことや狩猟者等の鳥獣捕獲の結果報告や各種情報を収集するなど、基礎的データの蓄積に努めるものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

鳥獣の保護管理施策の推進に資するため、鳥獣の種類、分布状況、生息数等の現状・推移に関する調査研究の組織的かつ継続的な推進に努めるものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

鳥獣の保護管理を推進するため、鳥獣の生息分布調査等必要に応じた調査を実施するものとする。

特に、生息数の増加とともに分布域を拡大しているエゾシカ及び生息域の縮小や地域個体群の分断が懸念されるヒグマについて重点的に調査するものとし、また、それらの捕獲後の処置方法についての情報の収集に努めるものとする。

対象鳥獣	調査年度	調査内容・方法	備考
エゾシカ	平成24年度 ～ 平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ライトセンサス調査 夜間のライト照射により個体数をカウント ・ロードキル件数調査 道路管理者や鉄道管理者からの情報を収集 	
ヒグマ		<ul style="list-style-type: none"> ・個体数調査 関係機関の協力の下、痕跡調査を実施 ・試料分析調査 捕獲個体の一部検体による年齢、食性等を調査分析 ・出没件数調査 警察からの情報を収集 ・広域痕跡調査 	

(3) 希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣の保護管理を推進するため、その生息状況等に関する情報の収集・蓄積・調査に努めるものとし、特に猛禽類の生息に関する調査分析を実施するものとする。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により国内希少野生動植物種に指定されている鳥獣に関し、関係市町村及び関係機関との連携の下、国の保護増殖事業計画に基づき実施される各種調査に、国とともに各種調査を実施するものとする。

対象鳥獣	調査年度	調査内容・方法	備考
タンチョウ シマフクロウ エトピリカ ウミガラス オオワシ オジロワシ	平成24年度 ～ 平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・保護増殖事業対象種の生息状況等調査 (国の取組への協力) ・タンチョウ生息状況一斉調査 ・希少猛禽類生息実態調査 猛禽類の死亡・傷病個体を回収し、死因や重金属汚染、風力発電施設の影響等の実態を調査 	

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の保護管理に資するために行われる全国的調査の一環として、ガン・カモ科鳥類の主要飛来地における生息・渡来状況を調査するものとする。

対象地域	調査年度	調査内容・方法	備考
全道	平成24年度 ～ 平成28年度	ガン・カモ・ハクチョウ類の調査対象主要飛来地を選定し、鳥類の種類毎の生息数を調査する。(調査時期は、毎年1月中旬)	

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定等の際し、指定等の管理方針を明らかにするとともに、当該区域の適正管理を推進するため、鳥獣の生息状況及び生息環境の調査に努め、あわせて地域における生物多様性の保全に資するものとする。

また、これらの調査を実施するに当たり、鳥獣保護員等鳥獣の生息状況等に関する情報を保有する者からの情報収集や、市町村、自然保護団体及び狩猟者団体等関係機関の調査報告及び植生などの現地調査結果や文献等を活用するものとする。

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の生息状況、生息環境及び捕獲等の状況等、必要に応じた調査を実施するものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

対象鳥獣	調査年度	調査内容・方法	備考
エゾシカ ヒグマ キツネ エゾライチョウ アライグマ ミンク	平成24年度 ～ 平成28年度	・ 狩猟鳥獣生息調査 狩猟者から捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日等の捕獲状況の報告を収集	

4 有害鳥獣対策調査

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止、有害鳥獣捕獲等の許可捕獲の適切な運用及び被害防止対策の検討に資するため、市町村等関係機関の協力を得て、鳥獣の種類毎の被害発生状況や被害額の調査・把握を行うものとする。

第8 鳥獣保護事業の啓発に関する事項

1 鳥獣保護思想の普及

(1) 方針

野生鳥獣の保護については、傷病鳥獣の保護など個々の鳥獣を保護するといった視点だけではなく、地域個体群の保護、ひいては生態系の保全に対する理解が必要である。

このことを踏まえ、広く道民に対し、傷病鳥獣の保護、安易な餌付けの防止、ひな鳥を拾わないことなど鳥獣の適正な保護活動に関し、リーフレットやホームページ等を活用して周知し、野生鳥獣の保護に関する意識の向上や理解の醸成を図るものとする。

普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣保護が重要であり、個体数調整が不可欠な場合があることにも理解を求めることとする。

また、引き続き、愛鳥週間における児童・生徒を対象とした野鳥絵画ポスターの募集及び庁内（道民広報コーナー）展示、愛鳥モデル校の指定等を通じて、鳥獣保護思想の高揚を図るものとする。

(2) 年間計画

活動内容	月	実施時期												備考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
探鳥会、自然観察会等		←												→	各振興局主催
野生鳥獣保護功労者表彰		←	→											←	
野鳥絵画募集・展示		←			→										各振興局
ちらし配付・ビデオ貸出		←												→	
広報		←												→	

2 野鳥の森等の整備

名称	設置年度	所在地	面積(ha)	施設の概要	利用方針	備考
支笏湖野鳥の森	昭和50年度	千歳市	100 (国有林)	観察路 1,554m 観察舎 2棟 他	必要に応じて維持補修を行う。	石狩振興局
チミケップ湖野鳥公園	昭和48年度	網走郡津別町	135 (道有林)	観察路 3,622m 観察舎 1棟 休憩舎 1棟 駐車場 他		林-ツク総合振興局

3 愛鳥モデル校の指定

(1) 方針

野鳥の保護や観察活動に取り組む小・中学校等を愛鳥モデル校に指定し、当該活動を支援するとともに、愛鳥モデル校の活動を広く道民に広報し、鳥獣保護思想の普及を図るものとする。

(2) 指定期間

3年以内（指定期間を更新することができるものとする。）

(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容

- ・ 振興局及び市町村等主催の探鳥会等への参加案内
- ・ 野鳥絵画ポスター応募の啓発
- ・ 愛鳥モデル校の要請に応じた現地指導等
- ・ 野鳥愛護普及リーフレット等の配付等
- ・ 愛鳥行事実施に関する助言等
- ・ 安易な餌付け防止に関する指導
- ・ 傷病鳥獣の適正な取扱いに関する指導
- ・ ひな鳥を拾わないことに関する指導

(4) 指定状況

区 分	指定校数 (H23.3現在)	空	石	後	胆	日	渡	檜	上	留	宗	オ	十	釧	根
		知	狩	志	振	高	島	山	川	萌	谷	ホ	ツ	ク	勝
小 学 校	18	1	6		1		2		4		1		2		1
小 中 学 校	3		1		1					1					
中 学 校	0														
その他学校	2		1									1			
計	23	1	8	-	2	-	2	-	4	1	1	1	2	-	1

4 安易な餌付けの防止

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努めるとともに、普及啓発を積極的に推進することとし、その際には、以下の点について留意することとする。

- (1) 安易な餌付け行為が鳥獣の生態や自然環境に与える影響について市民の理解を得ること。
- (2) 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行うこととする。
- (3) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

5 法令の普及徹底

(1) 方 針

鳥獣の適正な保護管理を進めるに当たっては、道民の理解と協力が必要不可欠であることから、鳥獣の捕獲等の規制制度、鳥獣の飼養登録制度、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域等の鳥獣の捕獲禁止・制限区域の指定制度や、鳥獣の保護管理に関する法定事項について、広報紙やホームページを活用するなどして広く周知を図るものとする。

また、狩猟事故及び違反行為を未然に防止するため、狩猟者に対し、狩猟者団体を通じて法令遵守を指導するとともに、職員や鳥獣保護員による現地指導に努めるものとする。

(2) 年間計画

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者		
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
傷病鳥獣の保護 ヒグマ事故防止		←			→										広報紙、ホームペ ージ、マスメディ ア	道 民
		(春季と秋季にヒグマ事故防止特別注意期間を設定)														
狩猟者指導							←								行政通知、講習会、 現地指導等	狩猟者

第9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護事業の円滑な推進を図るため、研究機関と連携のうえ、各種研修等を通じて担当職員の専門的知識の向上と適正配置に努めるものとする。

(2) 配置状況

所 属 区 分		専任	兼任	合計	備 考	
本庁環境生活部環境局						
自然環境課	動物管理グループ	8	0	8	担当課長1含む	
	生物多様性保全グループ	8	1	9	課長1含む	
	小 計	16	1	17		
	エゾシカ対策室	捕獲対策グループ	7	0	7	参事1含む
		有効活用グループ	7	0	7	参事1含む
小計	14	0	14			
振興局	空知総合振興局		4	4	自然環境係3、主査（動物管理）1	
	保健環境部環境生活課					
	石狩振興局		5	5	自然環境係4、主査（動物管理）1	
	保健環境部環境生活課					
	後志総合振興局		3	3	自然環境係3	
	保健環境部環境生活課					
	胆振総合振興局		4	4	自然環境係3、主査（動物管理）1	
	保健環境部環境生活課					
	日高振興局	1	3	4	自然環境係3、主査（エゾシカ）1	
	保健環境部環境生活課					
	渡島総合振興局		5	5	自然環境係4、主査（動物管理）1	
	保健環境部環境生活課					
	檜山振興局		3	3	自然環境係3	
	保健環境部環境生活課					
	上川総合振興局		4	4	自然環境係3、主査（動物管理）1	
	保健環境部環境生活課					
	留萌振興局		3	3	自然環境係3	
	保健環境部環境生活課					
	宗谷総合振興局		3	3	自然環境係3	
	保健環境部環境生活課					
オホーツク総合振興局		5	5	自然環境係4、主査（動物管理）1		
保健環境部環境生活課						
十勝総合振興局		5	5	自然環境係4、主査（動物管理）1		
保健環境部環境生活課						
釧路総合振興局	1	5	6	自然環境係4、主査（動物管理）1		
保健環境部環境生活課				主査（エゾシカ）1		
根室振興局	1	3	4	自然環境係3、主査（エゾシカ）1		
保健環境部環境生活課						
小 計(14振興局)	3	55	58			
合 計	33	56	89			

(研究機関)

地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境・地質研究本部環境科学研究所センター 自然環境部	自然環境部		5	5	部長1（兼任）、生態系保全グループ2（兼任）、保護管理グループ2（兼任）
	道南地区	2		2	
	野生生物室				
	道東地区	2		2	
	野生生物室				
合 計	4	5	9		

（平成23年6月1日現在）

(3) 分掌業務

本 庁	1 鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の策定に関すること。 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可（振興局及び市町村が処理する許可を除く。）に関すること。 3 狩猟鳥獣の捕獲等の制限又は禁止に関すること。 4 鳥獣保護区及び休猟区等の指定等に関すること。 5 鳥獣保護区特別保護地区における行為許可に関すること。 6 道外狩猟者に係る狩猟者登録に関すること。
振 興 局	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可（本庁及び市町村が処理する許可を除く。）に関すること。 2 狩猟免許試験・狩猟免許の更新に関すること。 3 道内狩猟者に係る狩猟者登録に関すること。 4 鳥獣保護員の任免に関すること。

(研究機関)

地方独立行政法人 北海道立総合研究 機構環境・地質研 究本部環境科学研 究センター	1 生態系の機構の解明及び保全に関する調査研究 2 野生（生物）種の生態及び保全に関する調査研究 3 野生動物個体群の保護管理に関する調査研究
---	---

(4) 研修計画

名 称	主 催	開催回数	規模	対象者数	目的・内容	備考
野生生物保護 研修	環境省	年1回	全国	2人	野生生物保護事務及び 司法事務の知識向上	
鳥獣保護 担当者研修	北海道 (本庁)	年1回	全道	28人 (振興局職員)	鳥獣保護関係業務に関 する知識・技術の向上	必要に 応じて開催
市町村 担当職員研修	北海道 (振興局)	各振興局 年1回	振興局 管内	179人 (市町村職員)	鳥獣保護関係業務に関 する知識・技術の向上	必要に 応じて開催

2 鳥獣保護員

(1) 方 針

鳥獣保護区の管理、狩猟取締り、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣保護思想の普及啓発等鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助させるため、法第78条の規定に基づき、鳥獣保護員を配置する。

鳥獣保護員は、鳥獣の保護管理又は狩猟制度に関する知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する者であって、身体的な適性能力を備えた者を任命するものとする。

鳥獣保護員の配置数は、地域での鳥獣保護管理の必要性等を踏まえ、原則として1市町村当たり1名以上配置するものとする。

(2) 配置計画 (概要) 配置総数 189人

振興局	市町村数	配置数(人)	備 考
空知	24	25	1 平成16年以降の市町村合併を踏まえ、3以上の市町村が合併した市町村及び飛び地合併の市町村にあっては、巡視区域の拡大を踏まえ、原則として鳥獣保護員を複数名配置するものとする。 2 狩猟期間内における狩猟事故防止を積極的に推進するため、左記の配置計画のほかに、エゾシカ猟期を重点的に狩猟者指導・狩猟取締りを行う短期鳥獣保護員を地域の実情に応じて配置するものとする。
石狩	8	9	
後志	20	20	
胆振	11	12	
日高	7	8	
渡島	11	12	
檜山	7	8	
上川	23	23	
留萌	8	8	
宗谷	10	10	
オホーツク	18	20	
十勝	19	19	
釧路	8	10	
根室	5	5	
合 計	179	189	

(3) 年間活動計画

活動内容	実施時期												備考	
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
鳥獣保護区等の巡視														狩猟期間(※) 10/1～3末 狩猟区9/15 ～4/15
狩猟取締り														
狩猟者指導														
違法捕獲取締、指導														
鳥獣生息状況等調査														

(※) エゾシカの狩猟期間は、特定鳥獣保護管理計画に基づき毎年度設定。

(4) 研修計画

名称	主催	開催回数	規模	対象者数	目的・内容	備考
鳥獣保護員等研修	北海道(振興局)	各振興局年1回	振興局管内	189人	関係法令等知識の向上 巡視等活動事項の熟知	

3 保護管理の担い手育成

鳥獣の適正な保護管理を推進する上で、鳥獣の生息状況や生息環境の把握、鳥獣による被害の防止対策の普及、有害鳥獣捕獲や個体数調整捕獲等を担う人材の育成・確保が必要である。

このため、鳥獣の保護管理の担い手の育成・確保が図られるよう、関係機関や狩猟者団体等との連携に努めるものとする。

また、鳥獣の保護管理に大きな役割を果たしている狩猟者の減少・高齢化は、将来的に地域における鳥獣による被害防止や有害鳥獣捕獲等に支障を来すおそれがあることから、新規狩猟免許取得者の増加を促すため、引き続き、狩猟免許試験の日曜日開催や農閑期開催等を通じて、狩猟者の確保に努めるものとする。

さらに、道内各市町村に対し、地域における鳥獣による被害対策を講じるに当たって、地域関係者による協議会の設置等、有害鳥獣の捕獲体制の整備について助言を行うものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の救護に当たっては、本道の広域性を踏まえ、地域の獣医師や動物園等関係機関で構成する傷病鳥獣保護ネットワークシステムを活用した取組を推進するものとし、より一層の円滑な実施体制を検討するものとする。

なお、傷病鳥獣の保護及び鳥獣保護思想の普及啓発等に関する拠点施設の設置については、将来的な検討課題とする。

5 取締り

鳥獣の保護と狩猟の適正化を図るため、振興局職員及び鳥獣保護員による狩猟取締りを行うとともに、狩猟者に対し、捕獲物の残滓放置の禁止、指定猟法（鉛製ライフル弾等の使用）による捕獲の禁止、作物のある土地などに立ち入るときに土地占有者の承諾を得ることなど法令の遵守について指導を行うものとする。また、警察、関係行政機関、関係団体等と連携したパトロール等を実施するものとする。

また、狩猟者団体と連携し、各種機会を通じて狩猟者に対する狩猟事故防止及び法令の遵守について普及啓発を図る。

6 必要な財源の確保

狩猟税は、地方税法に基づく鳥獣保護事業を実施するための財源（目的税）であることから、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政施策の実施に当たり、効果的な支出を図るものとする。

第10 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 鳥獣保護事業を巡る現状と課題

(1) 鳥獣の保護管理

- 多大な農林業被害をもたらしているエゾシカは、生息数が依然として増加の傾向にあり、その生息域も道東部から全道域に広がってきている。

このため、エゾシカの適正な保護管理を推進する必要があることから、エゾシカ保護管理計画を策定し、この計画に基づいて、科学的かつ計画的な個体数管理及び被害防止の取り組みなど総合的な対策を関係機関と連携して積極的に実施していく必要がある。

- ヒグマの生息域は、開発による自然環境の改変等により分断や縮小が進行しており、ヒグマの適正な保護管理が求められる一方で、ヒグマによる人身事故も毎年発生しているほか、近年、捕獲数の増加や捕獲位置の広範囲化、被害金額の増加なども見られている。

このため、ヒグマの生息実態等について引き続き調査研究を進めるとともに、事故防止のための普及啓発活動を推進する必要がある。

- 農作物被害や生態系に悪影響をもたらしているアライグマなどの外来鳥獣等は、積極的な防除が求められている。

(2) 鳥獣保護区

- 近年、一部鳥獣による農林水産業被害が発生している状況から、鳥獣保護区の指定や存続期間の更新について、地域関係者の合意形成が困難となってきた。

このため、鳥獣保護区の指定等に当たっては、土地の利用状況や鳥獣の生息状況・生息環境を的確に把握し、指定目的を明確にし、地域関係者の理解の醸成を図る必要がある。

また、既に指定している鳥獣保護区については、指定目的の達成状況や鳥獣による被害状況等を総合的に勘案し、必要に応じて指定区域等の見直しを検討する必要がある。

(3) 鳥獣保護員

- 鳥獣保護員は、鳥獣保護区の管理・巡視、狩猟取締り及び鳥獣保護思想の普及啓発等の活動を行っているが、今後は、これらの活動において専門性の発揮を図るため、鳥獣保護員の鳥獣の保護管理に関する知識・資質の向上が求められる。

(4) 狩猟者

- 狩猟者は、有害鳥獣の捕獲や鳥獣の個体数調整等を担うなど、地域における鳥獣の保護管理に大きな役割を果たしているが、減少や高齢化に伴う後継者の確保や人材の育成が喫緊の課題となっている。

- 地域に応じた高度な捕獲技術を有する人材の確保が必要である。

- 狩猟事故や関係法令違反が発生しているため、狩猟者に対して狩猟の適正化及び狩猟マナーの向上を啓発していく必要がある。

2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

対象種	法第7条第5項第1号の規定により環境省令で定める鳥獣、環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣及び北海道レッドデータブックに掲げる絶滅のおそれのある鳥獣、その他の絶滅のおそれのある鳥獣
保護管理の考え方	国の調査結果や学識経験者等の意見を踏まえ、必要に応じて生息調査等を実施するとともに、関係機関等との連携の下、保護増殖事業の実施の検討を行うものとする。また、必要に応じて鳥獣保護区の指定により種及び地域個体群の存続を図るものとする。

(2) 狩猟鳥獣

対象種	法第2条第3項に規定する鳥獣
保護管理の考え方	狩猟者からの狩猟捕獲報告や鳥獣保護員等からの情報を収集するなどして、生息状況の把握に努めるものとする。

(3) 外来鳥獣等

対 象 種	外来鳥獣及び本来の生息地以外に人為的に導入された鳥獣
管 理 の 考 え 方	外来鳥獣等による生活環境、農林水産業への被害状況や生息状況又は生態系への影響を把握し、積極的な防除を図るものとする。

(4) 一般鳥獣

対 象 種	希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等以外の鳥獣
保護管理の 考 え 方	必要に応じて生息調査等を実施し、分布状況、地域個体群の状況、鳥獣による被害等の発生状況の把握に努め、必要に応じて希少鳥獣や狩猟鳥獣に準じた保護管理対策を推進するものとする。

3 地形や気象等が異なる特定の地域についての取扱い

(1) 渡島半島地域におけるヒグマ対策

渡島半島地域は、ヒグマの生息域と人間との活動域が接近し、人とヒグマとの接触頻度が他の地域に比べて非常に高く、様々なあつれきが生じている。

このため、平成22年度に策定した渡島半島地域ヒグマ保護管理計画（第2期）・（道任意計画）に基づき、渡島半島地域におけるヒグマによる被害の軽減や、ヒグマ地域個体群の存続を図るための取組みを進めるものとする。

なお、近年、市街地や集落付近への出没が相次ぎ、関係者から有効な防除方法などが求められていることから、今後、有識者による検討を行うこととする。

(2) 知床半島地域におけるエゾシカ対策等

知床地域は、我が国の中でも原生的な自然環境が保全されている数少ない貴重な地域であり、平成17年7月に国内3番目の世界自然遺産に登録された。

国指定鳥獣保護区に指定されている知床半島地域は、エゾシカの好適な越冬地となっており、半島周辺地域における生活環境及び農林業被害の増大や、個体数の過密による生態系への影響が問題となっている。

このため、環境省が中心となり策定した知床半島エゾシカ保護管理計画を、道のエゾシカ保護管理計画の地域計画として位置づけ、国及び関係機関と連携・協力し、適正な保護管理を図るための取組みを推進するものとする。

また、ヒグマについては、環境省が中心となり策定される知床半島地域ヒグマ保護管理方針により取組みを進めるものとする。

4 狩猟の適正管理

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の捕獲制限、可猟区域の制限、狩猟期間又は猟法の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等など、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用の状況の変化を踏まえ、必要に応じて地域の実情に応じた狩猟規制制度の適切な運用を図る。

また、これら各種制度の運用に当たっては、関係者の意見を収集・勘案し、機動的に見直すものとする。

5 入猟者承認制度に関する事項

特に保護を図る必要があると認める狩猟鳥獣について、法第12条第2項の規定に基づき、区域又は期間を定めて捕獲等の数を制限したときは、同条第3項の規定による当該狩猟鳥獣を捕獲等することについてあらかじめ承認を受けるべき旨の制限の実施を検討するものとする。

6 指定猟法禁止区域

(1) 方 針

指定猟法禁止区域は、鳥獣の保護の見地から特に必要があると認める区域について、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある猟法（指定猟法）を定め、それによる鳥獣の捕獲等することを禁止する区域であり、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合は、新たに指定猟法を定めるものとする。

(2) 指定計画

ア 指定猟法禁止区域

名 称	北海道指定猟法禁止区域（対象区域：北海道の区域一円）
指定期間	平成16年10月1日から（ただし、渡島総合振興局、檜山振興局及び後志総合振興局の区域にあっては、平成17年10月1日から）
指定猟法の種類	1 鉛成分を含む物質で作られているライフル弾（ただし、鉛成分の重量比が全体の2分の1以下で、かつ、着弾したときに鉛が飛散しないように鉛を含む部位が同部位の先端から2分の1以上鋼鉄で覆われている構造になっているライフル弾を除く。）を使用する猟法 2 鉛成分を含む物質で作られている粒径が7 mm以上の散弾を使用する猟法
備 考	平成16年8月20日北海道告示第754号

イ 鉛製散弾規制地域

名 称	面積(ha)	指 定 期 間	所在市町村	備 考
袋地沼鉛散弾規制地域	119	平成12年10月1日～	樺戸郡新十津川町	H12.9.22 道告示第1565号
サロマ湖鉛散弾規制地域	15,116	平成13年10月1日～	北見市、常呂郡佐呂間町、紋別郡湧別町	H13.9.25 道告示第1614号
弁天沼鉛散弾規制地域	293	平成12年10月1日～	苫小牧市	H12.9.22 道告示第1565号
フレシマ湿原鉛散弾規制地域	151	平成12年10月1日～	根室市	H12.9.22 道告示第1565号
(4箇所)	15,679			

7 鳥獣の飼養の適正化

道は、法第19条第1項に規定する鳥獣の飼養の登録に関する事務について、北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき道内各市町村に移譲（昭和62年度～）しており、市町村において当該事務が適正に処理されるよう、引き続き各市町村への助言に努めるとともに、警察等関係機関と連携・協力し、鳥獣の飼養の適正化及び違法飼養の防止を図るものとする。

また、野生鳥獣の保護を図るため、愛がん飼養を目的とした鳥獣の捕獲は許可しないものとし、鳥獣の適正飼養について広く普及啓発を図るものとする。

8 販売禁止鳥獣等

販売することにより鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとして環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵については、販売する目的が法第24条第1項に規定する学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的に適合し、かつ、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理の増加、個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可するものとする。

9 傷病鳥獣救護の基本的な対応

負傷又は疾病により治療等を必要とする鳥獣は、適切な治療を行い、野生に復帰させることにより、野生鳥獣の救護や治療技術の確立、鳥獣保護思想の普及啓発を図るものとする。ただし、救護の対象とする鳥獣については、次に掲げる鳥獣を除くものとする。

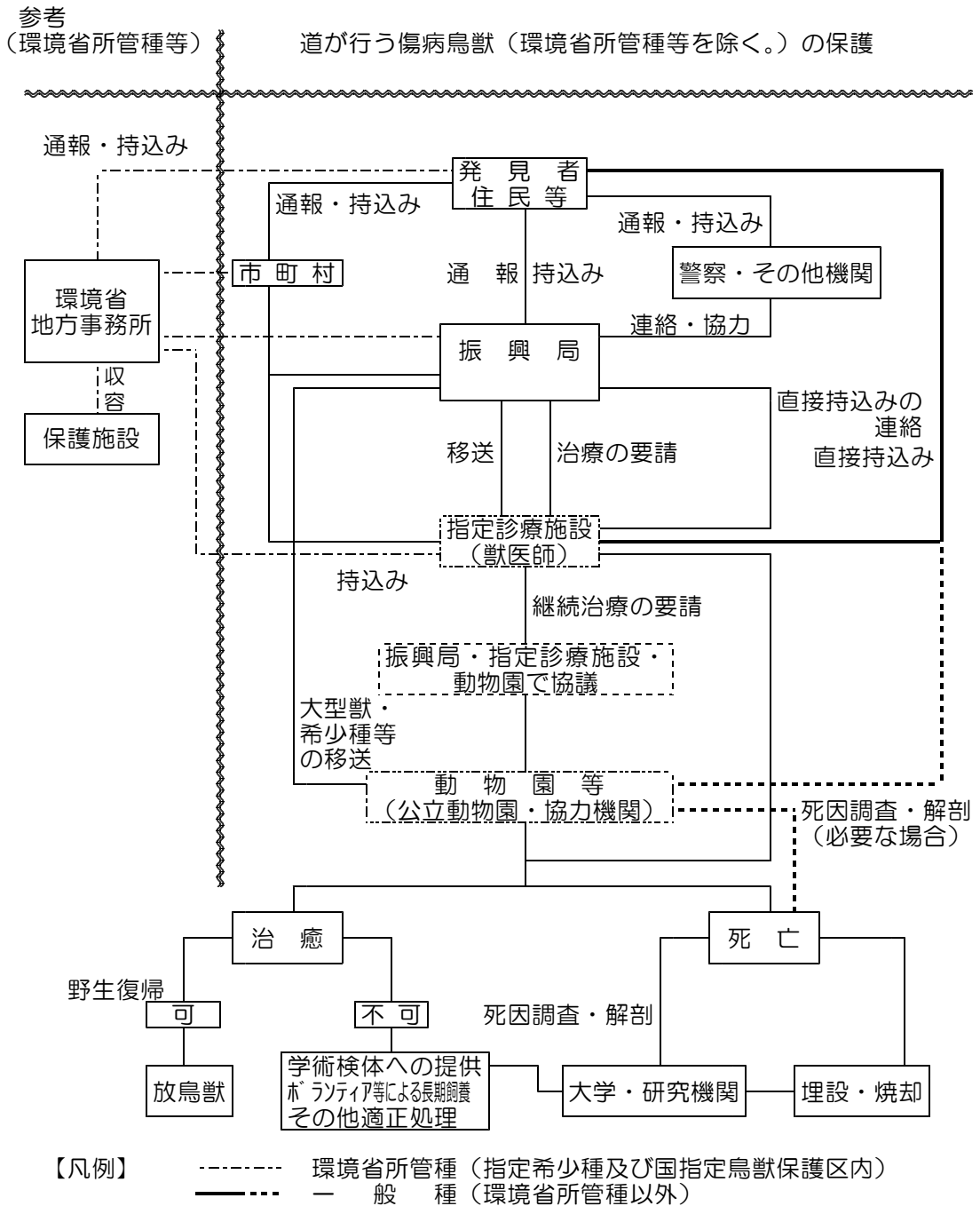
また、傷病鳥獣の保護収容に当たっては、道内の各地域の獣医師や動物園等で構成する傷病鳥獣保護ネットワークシステムを活用し、円滑かつ効果的な保護収容、治療、リハビリテーションを行い、野生復帰に努めるものとする。

なお、保護収容が長期にわたる傷病鳥獣や、海上油汚染事故等により被害を受けた鳥獣の救護等については、国、市町村、関係機関等との連携・協力の下、保護収容体制の整備等適切な対応を図るものとする。

〔救護の対象としない鳥獣〕

- ① 法第13条第1項に規定する農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣若しくは鳥類の卵であって環境省令で定めるもの
- ② 法第80条に規定する環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣であって環境省令で定めるもの
- ③ 本道に本来生息しない鳥獣
- ④ 人間に感染するおそれのある疾病にかかっている可能性のある鳥獣
- ⑤ 有害性の高い鳥獣として捕獲されている鳥獣
- ⑥ 狩猟及び有害捕獲等により負傷した鳥獣
- ⑦ 人に危害を及ぼすおそれのある鳥獣

《 傷病鳥獣保護ネットワークシステム 》



10 感染症への対応

野生鳥獣の適正な保護管理を進めるため、人獣共通感染症の発生状況等について、国や関係機関と連携して情報の収集に努めるものとし、必要に応じて庁内関係部局との協力の下、鳥獣への感染状況等に関する調査や感染防止対策を実施するものとする。

なお、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、国が取りまとめた「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（平成23年9月）に定めるもののほか、道が策定した「北海道における野鳥の高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」（平成23年10月）に即して、国、庁内関係部局、市町村等との連携を図り、迅速かつ適切な対応を図るとともに、社会的な不安の発生防止や解消を図るため、住民への適切な情報提供に努めるものとする。

道では、庁内関係部局で構成する「北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部」（事務局：農政部）を設置しており、機能的連携・連絡体制の確立を図るものとする。

また、その他の感染症についても、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとし、特に口蹄疫等の家畜伝染病が発生している際には、周囲の野生鳥獣の異常について監視に努めるものとする。